



令和7年度集団指導

全サービス共通

8 障害福祉サービス等情報公表制度について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策・法人指導班



目次

- 1 障害福祉サービス等情報公表制度とは
- 2 公表方法
- 3 対象となる障害福祉サービス事業所
- 4 報告時期
- 5 事業者情報の登録および公表手順について
- 6 経営情報の報告・公表

1 障害福祉サービス等情報公表制度とは

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの向上が重要な課題となっていた。

平成30年4月に「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行

- ① 事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告する。
- ② 都道府県知事等は、報告された内容を公表する。



事業所は、障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務

2 公表方法

本制度における事業所情報は、
独立行政法人福祉医療機構（通称WAM NET）が運営
する

「障害福祉サービス等情報公表システム」において、
インターネット上に公表されます。

WAM NET 障害福祉サービス等情報公表システム

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

※【お知らせ】地図検索サイトの変更について

WAMNETヘルプデスク業務について

現在、WAMNETヘルプデスクでは新型コロナウイルスに伴う感染防止対策を実施しています。
そのため、やむを得ずヘルプデスクスタッフの出動人数を一時的に減らしておりますことで、お客様からのお電話がつながりにくい状態、およびメールによるお問い合わせにお時間をいただく場合があります。

ご利用の皆さまにはご不便をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【障害福祉サービス等情報公表システムをご利用の都道府県等さまへ】
この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

 お知らせ 本システムに関する 連絡事項・メールなど	 本システム運用 スケジュール 平成30年度の運用 スケジュールについて	 ログイン画面 本システムログイン画 面	 操作説明書 (マニュアル) 等 操作説明書・記入要領 など	 よくある質問 (Q&A) 本システムに関する よくあるご質問	 都道府県等専 用ヘルプデスク 本システムに関する お問合せ
--	--	--	---	--	---

3 対象となる障害福祉サービス事業所

下記障害福祉サービスの指定を受けている事業所

または

新規指定を受けて下記障害福祉サービスを提供しようとする事業所

※ 1 基準該当サービスは除く

※ 2 公表に伴う手続きは、事業所を所管する自治体へ届け出るようになっております。
千葉県以外で所管されている事業所は、該当の自治体へお問い合わせください。

※ 3 「就労選択支援」については、システム改修が行われているため、現時点（令和8年3月）では、報告不要となります。具体的な報告時期が決まりましたら、周知予定となっております。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援B型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

4 報告時期

- **新たに事業所の指定を受けたとき**
⇒ 指定を受けた日から1か月以内に報告（県へ基本情報の登録依頼及び詳細情報の登録）
- **法人や事業所の名称、所在地等の基本情報に変更があるとき**
⇒ その都度、報告
- **すでに報告を行っている事業所で、年1回の情報更新するとき**
⇒ 毎年5月1日から7月31日までに、その年の4月1日時点の情報を報告
（詳細情報の更新）

5 事業者情報の登録および公表手順について

事業者

- 千葉県に法人・事業所の基本情報をちば電子申請サービス又はメールにて報告してください。

千葉県

- 報告をもとに、情報公表システムに法人・事業所の基本情報の登録をします。
- 情報公表システムより、事業者あてにログインID・パスワードがメールにて通知されます。

事業者

- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力します。
- 入力内容を確認後、千葉県へシステム上で承認申請をします

千葉県

- 県は、申請内容を確認し、
- 内容に不足等があれば、差し戻します。 → 事業者にて修正の上、再度申請願います。
 - 内容に問題がなければ、承認します。

千葉県による承認後、事業所情報が公表されます。

6 経営情報の報告・公表

障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、令和7年8月から運用が開始された制度

事業者は、障害福祉サービス等情報公表システムにて、以下の経営情報の報告が必要となります。

■ 主な報告事項

- ・ 収益・費用の内容
- ・ 職員の職種別人員数
- ・ 職種別給与(※任意での報告事項) など

■ 報告期限 毎会計年度（決算）終了後 **3か月以内**

システムの運用開始に係る対応等について(周知)【概要】

(令和7年9月1日)

- 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。
 - ・ 令和7年8月29日(金) 経営情報の見える化の運用開始
(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始)
システム操作マニュアル、記入要領の発出
 - ・ 令和8年3月31日(火) 経営情報の見える化の報告期限(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限)
 - ・ 令和8年4月以降 公表
(全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表)
- (※)各都道府県等が管内の障害福祉サービス等事業者から報告された情報を公表する方法等につきましては、追ってご連絡いたします。

(1)システム入力にあたっての参考資料等

障害福祉サービス等事業者が適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料について、管内の障害福祉サービス等事業所への周知をお願いいたします。

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日付障障発0423第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

- ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会(令和7年8月4日開催)の動画及び資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

- ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板(システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所)

<都道府県等向けページ>

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

<障害福祉サービス等事業者向けページ>

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>

- ④ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号> 0570-666-081 ※受付時間: 平日9:00~17:00

<都道府県等向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/flnquiry?Open>

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/flnquiry?Open>

(2)令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報
経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始
期が令和X年に始まることといたします。

(例)

- 令和6年度決算情報

会計年度の始期が「令和6年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所
→ 会計年度が、令和6年1~12月、令和6年4月~令和7年3月、令和6年10月
~令和7年9月等の障害福祉サービス等事業所

- 令和7年度決算情報

会計年度の始期が「令和7年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所
→ 会計年度が、令和7年1~12月、令和7年4月~令和8年3月、令和7年10月
~令和8年9月等の障害福祉サービス等事業所

本制度に関する手続き

- ◆ 事業所情報の登録や削除等の詳しい手続きについては、県ホームページをご確認ください。

【千葉県ホームページURL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jyouhoukouhyou/>

- ◆ 情報公表システム（WAM NET）において、システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、ご活用ください。

情報公表システムにて、事業所情報が公表されている施設等は。。。

「災害時情報共有システム」が利用できます

1) 災害時情報共有システムとは

- ・災害発生時、県等へ事業所の被災状況の報告を行う際、インターネット上で、何度でも、報告が可能

→ 迅速、的確に情報共有が可能

- ・災害時情報共有システムは、情報公表システムにて公表済みの事業所情報を活用し、運用。

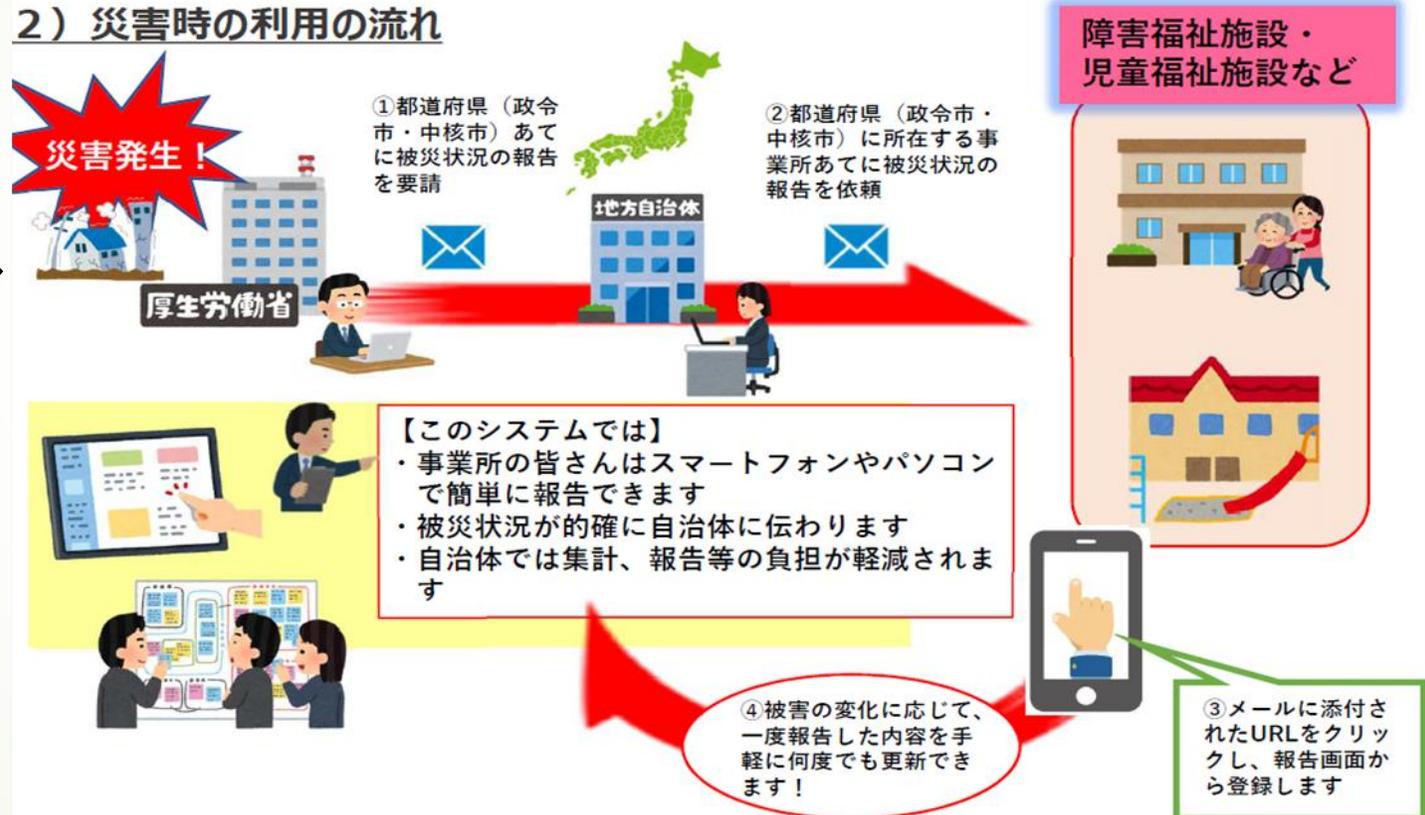
→ システム登録やID発行の手続き不要

● システム操作マニュアル

下記のホームページ「操作（マニュアル）書（施設向け）」をご確認ください。

【障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板 URL】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>





御清聴ありがとうございました。